

2009くらしのサポーター通信No.40

2009.10発行

ハイライト:

□今月のテーマ:消費生活に必要な基礎知識

□交流コーナー:3月14日 ~数学の日~

消費生活に必要な基礎知識

徳島県消費者情報センターの苦情相談内容を見てみると、契約・解約に関するものが多く過半数を占めています。

そこで、消費者として知っておきたい契約に関する基本的なことからまとめてみましたので、参考としてください。

1 契約の基本

(1) 契約とは

・契約とは、「法的な拘束力が生じる約束」です。一方的に契約を変更したり、やめたりすることは、原則としてできません。

・契約は、契約しようとする当事者の自由な意思によって行われることが原則です。これを「契約自由の原則」といいます。契約を結ぶかどうか、どのような内容や形式で契約するかは、当事者がお互いに自由に決めてよいというものです。ですから、契約をしたくないと思えばはっきりと断ればいいわけです。ただし、契約の内容は自由に決められるといっても、公序良俗に違反したり、法律が契約の効果を認めないとする事項を約束しても、そのような契約は無効です。

・当事者が合意すれば、口頭であっても契約は成立しますが、契約の内容を書面で確認する必要がある場合があります。契約書は内容確認をきちんとしましょう。そのことにより、事前にトラブルを防ぐことができます。

(2) 消費者契約法のポイント

①この法律は消費者と事業者が結んだ契約すべてが対象です。

②契約を勧誘されているときに事業者につきのような不適切な行為があった場合、契約を取り消せます。

・重要な項目について嘘を言っていた。(誤認)

・確実に儲かるとの儲け話をした。(誤認)

・うまい話を言っておいて、都合の悪いことを知っていて隠していた。(誤認)

・自宅や職場に押しかけて「帰ってくれ」等と言ったにも関わらず帰ってくれなかった。(困惑)

・事業者から呼び出されたりして「帰りたい」等といったにも関わらず帰してくれなかった。(困惑)

③取消しできる期間

追認できる時から6か月間です。ただし、追認できる状態とならなくても契約を締結したときから5年間を経過すれば取り消すことができなくなります。

追認することができる場合とは、消費者が誤認に気付いたとき、あるいは困惑の状態から脱したときです。

消費者契約法での取消権が消滅したとしても、要件は厳しくなりますが、民法の詐欺・脅迫による取消しが認められる場合もあります。この場合の期間は、追認できるときから5年、契約のときから20年です。

なお、取り消すと、契約が初めからなかったことになり、契約をしていなかった

状態に戻さなくてはなりません。具体的には、消費者は商品を返還し、事業者は受け取ったお金を返します。

④契約書に消費者の権利を不当に害する次のような条項は無かったことになります。

- ・事業者が損害賠償をすることを全部免除しているもの。
- ・事業者が損害賠償を何があっても一部に制限しているもの。
- ・法外なキャンセル料を請求するもの。
- ・遅延損害金で年利14.6パーセントを超えてとろうとするもの。
- ・その他消費者の利益を一方的に害するもの。

◆注意点

☆この法律は民事ルールです。

・行政が事業者を罰する法律ではありません。消費者が事業者に契約を取り消したいと言われなければなりません。

・契約を取り消したいと思ったときは騙されたと気付いたときに事業者にその意思を伝えなければなりませんので、早めに対応しましょう。

☆単に「説明がなかった」ということでは取消はできません。

・疑問な点はあいまいにせず、事業者の方に確かめましょう。

・なお、実際に取消しを行うには、内容証明郵便、配達証明郵便を使いましょう。

☆トラブルが起きたとき、次の点が大変重要となります。

・契約書は捨てずに取っておきましょう。

・特に高額な契約等には契約書を作ってもらいましょう。もし、それを嫌がる業者であれば、契約はやめましょう。

・契約をした時に事業者が言ったことは記録としてテープや紙に記録しましょう。（言った言わないという場合、重要な証拠になります。）

2 未成年者等の契約の取消し

(1) 未成年者の場合

未成年者（20歳未満、ただし結婚すれば20歳未満でも成人とみなされます）が契約するときは、法定代理人（通常は親権者である父母）の同意が必要です。法定代理人や未成年者本人が取り消すことができます。未成年者の取消しの場合、他の取消しの場合とは異なり、既に使用した消耗品も今残っている状態でそのまま返せばよいとされています。

なお、次の契約は、未成年者であっても取り消すことはできません。

- ①あらかじめ小遣いとして渡されている範囲内での契約
- ②法定代理人があらかじめ営業許可をしている場合、その営業に関する取引契約
- ③「自分が成人に達している」と積極的に相手をだましてした契約

(2) 判断能力が衰えた人の場合

認知症や精神障害などで判断能力が減退した人を保護し、契約などを代理援助する制度として、民法上の法定後見制度があります。

この制度では、本人・配偶者・四親等内の親族その他の者の申し立てにより、家庭裁判所が、①判断能力が不十分な人には補助、②判断能力が著しく不十分な人には補佐、③判断能力を欠いた人には後見を開始し、それぞれ補助人、補佐人、成年後見人をつけます。

後見の場合は、成年後見人が契約などの取消権と代理権・財産管理権を持ち、保佐の場合は保佐人が同意権と取消権を持ち、必要に応じて裁判所に代理権をつけてもらうことができます。補助の場合は、取消権、代理権とも必要に応じて裁判所につけてもらいます。このような制度を利用していれば、本人がうっかり契約してしまった場合でも取り消すことができ、たとえ本人の判断能力がなくなっても、成年後見人が財産を管理しますので、安心です。

3 クーリング・オフ制度の概要

訪問販売や割賦販売等において、契約の申し込みをしたり契約を結んでしまった購入者等が、一定の期間内に、違約金等を支払うことなく、申込みの撤回や契約の解除をすることができる制度です。

・クーリングオフは、訪問販売、電話勧誘販売など、さまざまな取引に対して認められており、それぞれに条件が異なります。

・クーリングオフ制度を定める法律としては、特定商取引に関する法律や割賦販売法のほか、宅地建物取引業法、保険業法等々があります。

・クーリングオフは、契約書等の交付を受けた日から、原則として8日以内に行う必要があります。（14日、20日の場合もあります。）

・クーリングオフは、必ず書面で行って（郵便局の窓口で、発信日が証明されるサービス「特定郵便記録」・「簡易書留」・「書留」を利用して発信）ください。また、内容証明郵便を使用することも（書面の記載内容が証明されます）有用です。なお、クレジット契約を

結んで商品等を購入した場合は、販売会社だけでなく、クレジット会社にも同時に通知してください。

・クーリング・オフをすると、契約前の状態に戻すこととなります。契約前の状態に戻す費用は、すべて業者負担と定められています。したがって、商品返送の送料や輸送料は業者負担なので、着払いで返送することができます。物品を取付・設置した場合も、業者負担で元通りにすることができます。支払済みの頭金や代金は全額返金されることとなります。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

3月14日～数学の日～

日本数学協会は7月22日から8月22日までを数学月間としている。7月22日を7分の22と考えると、近似値が3.14でおおむね円周率である。8月22日を8分の22と考え近似は2.7でちょっと想像は難しいが、自然対数2.718を想定したものだ。かなり苦しい理由付けであり、理系の方以外には自然対数の馴染みは薄い。3.14に注目して3月14日を一般には数学の日という。円周率を π で表すのは、 π が円周をあらわす語の頭文字だからである。

日本で円周率を理論的に研究したのは、村松茂清の『算俎』が最初である。村松茂清の子と孫が、忠臣蔵の村松親子であり、この父子が巷では有名であるが、数学史では村松茂清は特筆される学者だ。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

さきに、ご案内させていただいておりますように、「平成21年度くらしのサポーター研修会」を次のとおり開催いたします。

<県西部>

平成21年11月6日(金)
西部総合県民局美馬庁舎 中会議室

<県南部>

平成21年11月10日(火)
南部総合県民局阿南庁舎 中会議室

<県中部>

平成21年11月13日(金)
ホテル千秋閣(自治会館)

◎時間は午後1時から3時までです。

なお、申込みされてない方でも出席していただくことは、大歓迎ですので、ご出席についてよろしくお願いいたします。